

岐阜県公報

第二千五百五号
平成二十五年十二月十三日

(金曜日)

目次

告示

有害図書類の指定

(男女参画青少年課) 八二一^{ページ}

道路の区域変更

(道路維持課) 八二一

道路の供用開始

(同) 八二二

公示

公共測量の実施

(用地課) 八二二

駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施

(交通指導課) 八二三

告示

岐阜県告示第五百七十七号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十一条第一項の規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成二十五年十二月十三日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定図書類

種類	図書類の題名	刊行年	発行所、制作者名
雑誌	チャンピオンロード	2014. 1月号	株式会社 創芸社

2 指定年月日

平成25年12月13日

3 指定理由

著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十二月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名	区	間	区域	変更	前後	別
県道	岐ケ原線							
		不破郡垂井町梅谷字流二 三番一地从先から 同郡同町府中宇岡田 六六〇番地先まで			敷地の幅	員	メイト	ル
					延	メイト	ル	長
					備考			
後B	前	A						
一〇・五 二・五	四・二 一〇・五	七・〇 二五・〇						

敷地の幅員メイトル
延メイトル
備考

岐阜県告示第五百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十二月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名	区	間	延長	供用開始	備考
県道	大垣線				延メイトル	の	決定又は告示の日
		養老郡養老町蛇持字前野一七 五番一地从先から 同郡同町宇岡田 一六〇番地先まで			の	日	の
					の	日	の
					の	日	の
					の	日	の

平成二十五年十二月十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第五百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十二月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名	区	間	延長	供用開始	備考
県道	岐ケ原線				延メイトル	の	決定又は告示の日
		不破郡垂井町梅谷字流二一 番一地从先から 同郡同町府中宇岡田六 七五番一地从先まで			の	日	の
					の	日	の
					の	日	の
					の	日	の

公示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十二月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量（道路台帳附图作成）

三 作業期間

平成二十五年十一月二十五日から

同 二十六年二月二十八日まで

四 作業地域

多治見市、瑞浪市及び恵那市

駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第五十一条の十三第一項第一号イの規定による駐車監視員資格者講習及び同号ロの規定による駐車監視員資格同等認定審査を次のとおり実施します。

平成二十五年十二月十三日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

一 駐車監視員資格者講習

1 講習の期日及び時間

(一) 第一日

平成二十六年二月三日（月）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

講習時間 午前九時から午後五時四十分まで

(二) 第二日

平成二十六年二月四日（火）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

講習時間 午前九時から午後五時四十分まで

(三) 第三日（修了審査）

平成二十六年二月十日（月）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

審査時間 午前九時から午前十時まで

2 講習の場所

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階2A会議室

3 受講定員

三十人

4 受講申込受付期間

平成二十六年一月六日（月）から一月十七日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで

5 受講申込先

岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

6 提出書類等

(一) 駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）

(二) 受講申込書に貼付する写真一枚（受講申込み前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの）

(三) 収入証紙納付書

7 講習手数料

一九、〇〇〇円（岐阜県収入証紙により納入）

8 受講申込方法

(一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内各警察署交通課にて受講申込書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。また、受講申込書等は、岐阜県警察ホームページからも入手することができます。

岐阜県警察ホームページアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/police/>

(二) 受講申込書に写真を貼付してください。

(三) 収入証紙納付書に一九、〇〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください（消印しないこと。）。

(四) 受講申込書及び収入証紙納付書に必要事項を記入し、一五の受講申込先に受講者本人が直接持参して申し込んでください。

(五) 申込みの際、受講者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、パ

9 スポーツ等の顔写真入りの公的証明書)を提示してください。
その他

- (一) 郵便又は信書便による申込みは、受け付けません。
- (二) 一旦納入した講習手数料は、還付しません。
- (三) 受講申込者数が定員に達した場合、受付を終了します。
- (四) 講習及び修了検査ともに、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具を持参してください。また修了検査日には、認印を持参してください。
- (五) 二日間(十四時間)の講習を受講後、修了検査(一時間)に合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

二 駐車監視員資格同等認定審査

1 認定審査の期日及び時間
平成二十六年二月十日(月)

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

検査時間 午前九時から午前十時まで

2 認定審査の場所

岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階2A会議室

3 認定審査受検資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (一) 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して三年以上である者
- (二) 確認事務における管理的又は監督的地位にあつた期間が通算して五年以上である者
- (三) (一)又は(二)に掲げる者と同等の経歴を有する者

4 申請受付期間

平成二十六年一月六日(月)から一月十七日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで

5 申請先

岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

6 提出書類等

(一) 認定申請書

(二) 認定申請書に貼付する写真一枚(申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上

三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの)

- (三) 二3のいずれかに該当することを証する書面
- (四) 収入証紙納付書

7 認定手数料

四、五〇〇円(岐阜県収入証紙により納入)

8 申請方法

- (一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内各警察署交通課にて認定申請書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。また、認定申請書等は、岐阜県警察ホームページからも入手することができます。

岐阜県警察ホームページアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/police/>

- (二) 認定申請書に写真を貼付してください。
- (三) 収入証紙納付書に四、五〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください(消印しないこと)。
- (四) 認定申請書及び収入証紙納付書に必要な事項を記入し、二5の申請先に申請者本人が直接持参して申請してください。
- (五) 申請の際、申請者本人であることが確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート等の顔写真入りの公的証明書)を提示してください。

9 その他

- (一) 郵便又は信書便による申請は、受け付けません。
- (二) 一旦納入した認定手数料は、還付しません。
- (三) 認定審査には、駐車監視員資格者認定検査受検票、筆記用具及び認印を持参してください。
- (四) 認定審査に合格した者に対して認定書を交付します。

三 注意事項

1 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者のうち法第五十一条の十三第一項の駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者は、別途駐車監視員資格者証の交付申請をする必要があります。

2 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者であっても、駐車監視員資格者証の交付申請の際、法第五十一条の十三第一項第一号に規定する欠格

事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

3 駐車監視員資格者証の交付を受けても、法第五十一条の八第一項の規定により確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動することはできません。

四 講習及び審査に関する問合せ先

岐阜県警察本部交通部交通指導課

電話〇五八 二七一 二四二四 内線五二二五

平成二十五年十二月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社